

松本税務署からのお知らせ

自動計算
自動入力
自宅から

確定申告は スマホからできます！



step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方

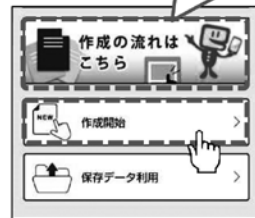


Androidの方

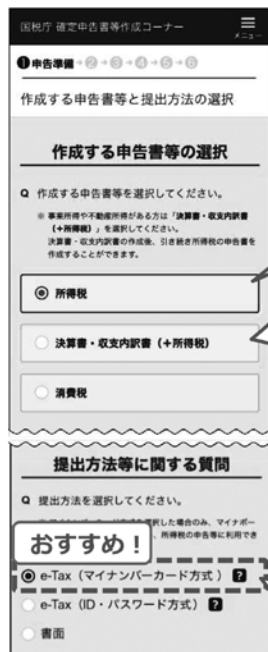


※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の流れを確認！



step 2 提出方法の選択



所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

・マイナンバーカード
・市区町村等の窓口で設定したパスワード
をご用意ください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

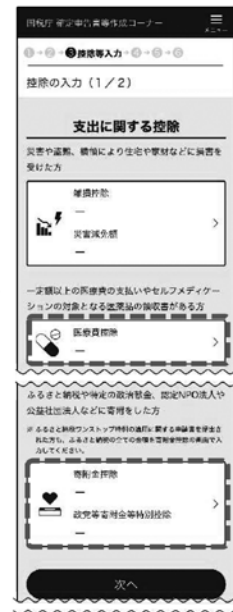
step 3 収入・控除等の入力

▶ 画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力



控除等の入力



「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます
→再開する場合は、step 1の画面で「保存データ利用」を選択してください

どこでも申告・納税
イータックス (http://www/e-tax.nta.go.jp)

step 4 申告内容の事前確認・送信

「帳票表示・印刷」をタップし、表示された送信前の確定申告書の内容を確認します

データの送信

e-Tax送信

所得税の確定申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、所得税の確定申告書データが送信されます。

送信する

送信準備へ戻る

送信結果の確認

送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データが**正常に送信されました。**

「次へ」ボタンをタップして「送信前の印刷」画面に進んでください。

次へ

送信準備へ戻る

step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

● 申告書の控（帳票PDF）の保存

印刷手順

- 印刷・保存方法はこちら
- プリンタをお持ちでない方はこちら

「帳票表示・印刷」をタップし、帳票を表示します

帳票表示・印刷

※PDFファイルが表示されない場合は、タブを開いて、別の画面に表示されていないかご確認ください。

保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方



Androidの方

● 入力した申告書データ (.data) の保存

保存データの活用

申告書データを保存しておく、来年以降の申告書作成の際に利用することができます

申告書を送信した後の作業について

入力データの保存

入力データを保存しておく、来年の申告書等の作成に利用することができます。

入力データの保存

入力データの保存

入力データをダウンロードする

※入力データは、確定申告書作成コーナーのデータです。

これまでに入力した内容を作成コーナー専用のデータ（「data」）として保存します。保存したデータは、申告書の作成を再開する場合や、翌年以降、申告書を作成する場合に利用できます。

保存手順はこちらから確認

◎ 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画

- ・医療費控除
- ・マイナンバーカードを利用したe-Tax

など

◎ チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

・ご利用には別途通信料がかかります。
 ・このチラシには別冊中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
 ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
 ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。



株式会社 山口石材
松本市北深志
専務取締役 山口 隆徳 氏

『伝統工法と最新工法で確かな仕事を』

城下町松本の石材店として100年以上の歴史を刻む(株)山口石材は国宝松本城の北東にございます。長年にわたり培われてきた伝統工法と最新工法を融合させた職人の技術で墓地工事、建築石材、石造文化財などに携わる仕事に取り組まれています。

専務取締役の山口隆徳さんは役員として経営全般に携わられるとともに石工として腕を振るいますが、己の技術を高めるため若い頃より日本各地の史跡修復事業にも積極的に参加されてきました。2011年の東日本大震災で損傷した白河小峰城（福島県）の石垣や常磐橋（東京都）、洲本城跡（兵庫県淡路島）の石垣修復などの仕事に参加される中で、日本の石垣作りの中心を担ってきた「穴太衆あなうしゅう」とのつながりを得て、「穴太積み」と呼ばれる伝統技法を習得し、今ではその技を次世代に伝える講師役を国内外で務められています。

こうした経験を活かし、故郷の宝である国宝松本城の石にかかわる仕事を地元石工として手掛ける山口さん。「これからも伝統工法と最新工法を駆使し、どこよりも頑丈で確かな仕事を心掛けていきたいです」と力強く語られました。

(川船昌子編集委員)



頑張ってます!!

『ようこそ我が家へ』

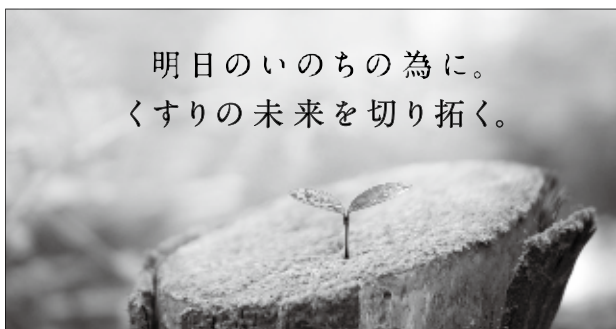
フェリスクレール
(株式会社 フェリス)
塩尻市広丘吉田

成田 敦子 さん

ゲストハウスタイプの結婚式場でプランナーとして働いています。会社自体は1972年に諏訪市で開業しましたので、一昨年50周年を迎えたところです。婚礼用貸衣装から始まり、式場紹介、フォトスタジオと事業を拡大し、2005年にこの施設がオープンして以来、地元の方はもちろん、諏訪や上伊那といった広域からもご利用いただいています。

プランナーの仕事は式場見学の案内から始まり、挙式・披露宴の打ち合せを重ね、当日のアテンドまでと長期間かつ多岐にわたります。家族みんなが集う通過儀礼は、誕生・結婚・葬式とありますが、本人が主体的にかかわるのは結婚式だけですので、家族にしっかり想いを伝えられ、参列したゲストの方にも家族の素晴らしさを再発見し、絆の深まるようなサービスに努めています。広いガーデンを含めて全館貸し切りの結婚式ですので、我が家で過ごすような居心地の良さが自慢ですが、楽しい企画やゲスト主体の余興のあるシーンにはハプニングもつきもので、そんなときにはスタッフのチームワークの良さで乗り越えています。

休日は二人の子どもと過ごす時間を大切にしていますが、お客様とのコミュニケーションの助けにと手話の勉強も始めたという成田さんのますますのご活躍をお祈り申し上げます。(横沢敏編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

ね thumbs up ふるさと!

国宝松本城天守 プロジェクションマッピング ～真冬の夜、 松本城が鮮やかに彩られる～

国宝松本城を中心としたイルミネーションイベントが2023年12月16日～2024年2月14日の期間中に行われています。こちらは城下町松本の冬の観光の魅力を創造するため、松本市や松本商工会議所などでつくる組織委員会が主催し、3回目の開催となるようです。

今回は松本城天守などに映像を投影するプロジェクションマッピングが初めて行われています。投影される映像は期間中内容が変わり、第一期（12月16日～1

月7日）は「時代を駆ける歴史絵巻」、第二期（1月8日～26日）は「雪や氷、星のきらめき」、第三期（1月27日～2月14日）は「春の訪れ、花鳥風月」となります。

それぞれのテーマに即した華やかで美しく迫力のある映像が天守やお堀の水面に投影され、音楽とともに大勢の人々を魅了しています。映像は1回約12分間であり、午後6時から9時まで繰り返し投影されています。このほかにも松本城公園内の樹木、お城につながる大名町通りの街路樹や千歳橋などにもイルミネーションが施され、優しく温かな灯りが冬の松本を照らします。

期間中の1月末には恒例の「国宝松本城氷彫フェスティバル」も行われるなど、松本城では年間を通じて、それぞれの季節に合わせてお城の魅力を発信する催しが数多く行われています。（川船昌子編集委員）



保健の窓

带状疱疹の流行

带状疱疹に悩む人が増えているようです。带状疱疹は体の左右どちらかの神経に沿って、刺すようなぴりぴりとした痛みを伴う赤い発疹と水ぶくれが多数集まって帯状に広がります。

原因は水ぼうそうと同じウイルスで、水ぼうそうは多くの場合1週間程度で治りますが、回復後も長くウイルスが体内に残ります。このウイルスは9割の日本人成人の体内に潜伏しているようですが、加齢や疲労、過度なストレスなどにより免疫機能が低下することで带状疱疹として発症すると考えられています。

統計的に80歳までに約3人に1人が発症し、中でも50歳以上の方の感染が多いのですが、近ごろは20代～40代の患者も増えているようです。発症してしまった際に大切なのは病院での早期治療。速やかに適切な処置をすれば後遺症に悩む可能性も減るそうです。また、規則正しい生活、ストレスを減らすことなどで免疫機能を高めることが予防につながるそうですが、発症率の高まる50歳以上の方には自己負担で「不活性ワクチン」「生ワクチン」の接種という選択肢もあるようです。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

中小企業におけるパワハラに対する法的対応(第6回) — 中小企業における各種ハラスメントと損害賠償の実務 —

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



1. セクシュアルハラスメントの慰謝料

(1) 慰謝料額の傾向について

金額分布（平成24年6月から令和4年2月まで51件の判例、単位：万円）

認容額の範囲	50以下	50超 100以下	100超 150以下	150超え 200以下	200超 250以下	250超 300以下	300超
件数	29	9	4	4	1	2	2

身体接触等のある事案では相対的に高額な慰謝料額が認容されていますが、全体的には低額であります。

(2) 慰謝料額に影響を与える要素の検討

慰謝料額の査定に当たって重視される要素としては、①行為態様の悪質性、②行為の継続性、③休職・退職等の結果発生の有無が挙げられます。

「接触なし」から「接触あり」「接触あり（悪質）」に進むにしたがって、慰謝料額が高額化する傾向にあります。

一回的な行為のみであった事案よりも複数回に及んだ事案の方が高額な慰謝料が認められ、性交が認定された認容額は200万円以上の高額となっています。

つきまとい行為をしていることや、セクハラ発覚後、会社がセクハラ行為の隠蔽を疑わせる対応をしていることや、退職を余儀なくされたことなど、①行為態様の悪質性や③休職・退職などの結果発生の有無が考慮されています。

セクハラ行為により、被害者が休職・退職を余儀なくされた場合には、休業損害及び逸失利益もセクハラ行為と因果関係のある損害となりうるた

め、訴訟においては、慰謝料の他にこれらの損害についても賠償請求が付加される事案が多くなっています。

(3) 被害者側の要因

被害者側の要因として過失（周囲に相談できないような状態と言えないのにセクハラ長期化を招いた等）や素因（幼少期の家族の暴力によるトラウマ等）があった場合には、事実上の過失相殺や素因減額等がなされる場合があります。

(4) 使用者の責任等

職場等でセクハラ行為が行われた場合、加害者個人のほか、その企業に対して使用者責任（加害者が株式会社代表者の場合は会社法350条に基づく責任）が追及されていることが多く、加害者個人の責任が認定される場合は、基本的には使用者責任も肯定されており（共同被告の立場になります。）、加害者個人に対する認容額と使用者に対する認容額が異なることはほとんどありません。（パワーハラスメントも同様）

2. パワーハラスメントの慰謝料

(1) 慰謝料額の傾向について

金額分布（平成24年3月～令和3年1月まで66件の判例、単位：万円）

	50未満	50以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 500未満	500以上 1000未満	1000以上
件数	25	12	16	1	2	3	7

半数以上（66件中53件）が200万円未満であり、300万円を超える事案は全体で12件、18%程度にとどまっています。

(2) 慰謝料額に影響を与える要素の検討

行為態様の悪質性、ハラスメント行為の継続性、被害者の精神疾患の発症、被害者の自殺、被害者の素因等、被害者側の対応などが考慮されています。

被害者の精神疾患の発症に関連して、被害者がハラスメント行為を受けた結果退職したといった事情や、被害者がうつ病などの精神疾患を発症し

たといった事案など具体的な被害結果を慰謝料の算定事由として言及している裁判例が多く見受けられます。

被害者の自殺に関しては、ハラスメント行為と自殺との因果関係が肯定された場合、その結果の重大性に鑑みて慰謝料額は1000万円以上と高額になる傾向が見受けられます。

行為態様の悪質性や行為の継続性といった行為

そのものに対する評価は裁判例により様々であります。慰謝料算定の根拠として「諸般の事情を考慮して」とのみ判示するにとどまる裁判例も多く、各要素が慰謝料額にどの程度影響を与えたかを明らかにし、類型化することは困難であります。

(3) 被害者側の要因

被害者にもともと精神疾患による通院歴があったといった事情や、被害者が自己の健康の維持に配慮すべき義務を怠った面があるといった事

情を考慮して、素因減額や過失相殺（これらは被害者の素因等及び被害者側の対応にも関連します）によりますが、認定額から5割以上もの減額をしている判例も複数見受けられます。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦守孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

今、求められる管理職のリスクリング

株式会社ジェイック 取締役 古庄 拓

最近目にする「リスクリング」とはデジタルスキルの習得だと思われがちだが、中小企業が成長するうえで必要なのは、管理統制・トップダウン・説得中心の昭和型マネジメントから、対話重視で部下の主体性や強みを引き出す令和型マネジメントに切り替える「リーダーシップのリスクリング」だ。

求められる管理職像の変化

経営者・役員・人事部門を対象に実施した「求められる管理職像の変化とその課題に関するアンケート調査（2023年9月、ジェイック実施）」で、20年前の管理職像と現在の管理職像とでは求められる度合いが大きく変化した項目がある。

たとえば「管理職には対話のコミュニケーションが求められると思う」は20年前の管理職像32%⇒現在の管理職像53%と21pt高い。逆に「管理職には部下の管理と統制が求められる」は49.5%⇒23.5%と26pt低下、「管理職にはトップダウンの進行が求められると思う」も39.5%⇒14.5%と25pt低下した。

昭和や平成初期は、上司が自身の経験をもとに指示・命令することで成果をあげられた。しかし、価値観や時代の変化に伴って成果につながるマネジメントのやり方は変わってきている。

令和のマネジメントで押さえるべき3つのポイント

① 対話力の向上

昭和の時代は「上司の指示に従いなさい」「仕事は見えて覚えなさい」という指導が基本であり、背景には、「上司に従っていれば、いずれ役職や待遇がついてくる」という動機付けがあった。しかし、今の若者は役職や待遇だけでは動かない。また、見て覚えるというやり方は「生産性が低い」と思われてしまう。従って、部下と対話しながら動機付ける、目的やプロセスを分かりやすく教えることが重要だ。

② 強みを生かす育成力

昭和型のフィードバックは部下の課題や弱みを指摘し、奮起を促すことが主流であった。しかし、現在は課題を指摘するだけのフィードバックは自信を失わせ、成長を妨げてしまうこともある。現在も課題克服が必要な場合はあるが、従業員の強みを見いだし、最大限に生かすマネジメントを軸とした方が効果的だ。

③ ボトムアップ型のチームビルディング

昭和の管理職には部下を管理統制する力が求められた。しかし、今は上司が正解を知っているとは限らない。現場に近い部下のほうが顧客ニーズや最新動向をつかんでいる場合も多い。従って、上司には部下の考えや意見を引き出して意思決定するボトムアップ型のマネジメントが求められている。

今の管理職に求められる力

令和の時代に組織のパフォーマンスを高めるには、上司が一方向的に指示・命令・フィードバックをするのではなく、対話を通じて、部下の声に耳を傾け、強みを生かして動機付けるマネジメントが重要となる。人手不足が進行する中で部下のパフォーマンスを高められていない管理職には、令和型マネジメントの3要素「対話力の向上」「強みを生かす育成力」「ボトムアップ型のチームビルディング」を身に付けてもらうことが必要だ。

【筆者紹介】古庄 拓（ふるしょう・たく）

1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社取締役。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。

税務ポイント

(会社の税務よろず相談室^①)所得税・消費税関係

個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い

Q. 私は、ドラッグストアで商品を購入する際に、同ストアが発行するポイントの付与を受けました。このポイントは、次回以降の買い物の際に、1ポイント1円に換算して、決済代金の値引きや景品との交換などに使用できるものです。

その後、そのポイントを商品購入の際に使用しましたが、私が取得または使用したポイントについて、所得税の確定申告は必要になりますか。

A. 原則として、確定申告をする必要はありません。

1. 商品購入に対する通常の商取引における値引きを受けたことによる経済的利益については、原則として課税対象となる経済的利益には該当しないものとして取り扱っています。

2. 一般的に企業が発行するポイントのうち決済代金に応じて付与されるポイントについては、そのポイントを使用した消費者にとっては通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものと考えられますので、こうしたポイントの取得または使用については、課税対象となる経済的利益には該当しないものとして取り扱うこととしています。

(注) ポイント付与の抽選キャンペーンに当選するなどして臨時・偶発的に取得したポイントについては、通常の商取引における値引きと同様の行為が行われたものとは考えられませんので、そのポイントを使用した場合には、その使用したポイント相当額を使用した日の属する年分の一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

(参 考)

ポイントの使用に関する課税関係は上記のとおりですが、ポイントを使用して医薬品購入の決済代金の値引きを受けた場合など、所得控除の対象となる支出にポイントを使用したことが明らかな場合には、

1. ポイント使用後の支払金額を基に所得控除額を計算する方法
2. ポイント使用前の支払金額を基に所得控除額を計算するとともに、ポイント使用相当額を一時所得の総収入金額として算入する方法

のいずれかの方法により、所得金額および所得控除額を計算してください。

(注) 証券会社等においてポイントを使用して株式等

を購入した場合、一般的には、その株式等の取得価額(取得費等)はポイント使用前の支払金額(ポイント使用相当額を含めた支払金額)を基に計算するとともに、ポイント使用相当額は一時所得の総収入金額に算入します。

[関連事項(消費税)]

事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方

事業者が商品を購入した際、その取引(課税仕入れ)について仕入税額控除を行うこととなりますが、商品購入時にポイントを使用した場合、消費税の「課税仕入れに係る支払対価の額」は、

- ① ポイント使用が「対価の値引き」である場合には、商品対価の合計額からポイント使用相当分の金額を差し引いた金額(値引後の金額)
- ② ポイント使用が「対価の値引きでない」場合には、商品対価の合計額(全額)となります。

なお、商品購入時に発行されるレシートには、ポイント使用の態様に応じて「課税仕入れに係る支払対価の額」が表示されていると考えられますので、商品を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

<レシート表記の例>

①のケース：値引き

レシート	
〇〇ストア	
東京都 2019年10月10日(土) 16:45	
特* * 1点	540 540円
ア*ボ* 1点	550 550円
ポイント値引き	▲21円
合 計	1,069円
8%ポイント	530円
(内消費税)	39円
10%ポイント	539円
(内消費税)	49円
現金支払	1,069円
*印は軽減対象	

1,069円が課税仕入れの対価の額となる。

②のケース：値引きでない

レシート	
〇〇ストア	
東京都 2019年10月10日(土) 16:45	
特* * 1点	540 540円
ア*ボ* 1点	550 550円
合 計	1,090円
8%ポイント	540円
(内消費税)	40円
10%ポイント	550円
(内消費税)	50円
〇〇ポイント支払	▲21円
現金支払	1,069円
*印は軽減対象	

1,090円が課税仕入れの対価の額となる。

①も②も

※〇〇ストアの下に挿入

T1234...

※年月日曜日を修正

20XX年10月YY日(土)

(注1) 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿および適格請求書等の保存が必要となります。

そのため、例えば、次のように、日々の記帳段階から取引を税率ごとに区分経理しておくことが考えられます。

- ① のケース(値引き)
 - 消耗品費(8パーセント対象)530円 / 現金 1,069円
 - 消耗品費(10パーセント対象)539円
- ② のケース(値引きでない)
 - 消耗品費(8パーセント対象)540円 / 現金 1,069円
 - 消耗品費(10パーセント対象)550円 / 雑収入(消費税不課税)21円

(注2) 即時充当(即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法)による値引きは、商品対価の合計額が変わるものではありません。

このため、事業者が商品を購入した際に、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります(②のケースと同様)。

に記載の「共通ポイント制度を利用する事業者(加盟店A)及びポイント会員の一般的な処理例」(PDF/143KB)をご参照ください

(注3) 共通ポイント制度を利用する事業者およびポイント会員の一般的な処理例については、国税庁HP「タックスアンサーNo.6480」

税制委員会:山口優子、木下茂登次、蒲生浩明 グループ稿
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)

行動する法人会(全法連) — 令和6年度税制改正に関する提言 —

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。

先月号では松本法人会の活動をご報告いたしましたが、全法連でも同様に関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省 矢倉財務副大臣
(左から2人目)



総務省 池田自治税務局長
(左から2人目)



中小企業庁 須藤中小企業庁長官
(中央)



国税庁
(表敬訪問)



自由民主党
予算・税制等に関する政策懇談会



公明党
税制改正要望等に関するヒアリング



立憲民主党
税制調査会ヒアリング



日本維新の会
伊東財務金融部会長(中央)



国民民主党
税制調査会ヒアリング

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？

「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査(地域別・業種別)に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス) <https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

2月の予定

2日税制委員会グループ会議 7日2月役員会 13日租税教室(奈川小学校) 14日新設法人説明会、全法連税制セミナー 15日会員親睦ボウリング大会 16日冬期特別研修会・女性部2月例会 21日第114回税制勉強会 22日青年部2月例会 27日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会 / 1月決算法人対象)
2月27日(火) 午後2時より
松本市駅前会館 4階「大会議室」

第114回 税制勉強会開催のお知らせ

～松本税務署 齋藤副署長講演

「酒税の基礎知識」～

恒例の税制勉強会を下記内容にて開催いたします。参加希望の方は事務局までお申し込みください。

- 日時 2月21日(水) 午後2時～3時30分
- 会場 松本市駅前会館4階「大会議室」
- 内容 「酒税の基礎知識」
- 講師 松本税務署 副署長 齋藤 健一氏
- 受講料 無料
- お申込 事務局まで(0263-35-8080)

新任のご挨拶



アフラック長野支社
佐藤 義人 支社長

平素より会員の皆さまには、格別のご厚情を賜り誠にありがとうございます。

このたび、1月1日付で長野支社に着任いたしました佐藤義人と申します。前任地は埼玉県でございますが、出身は松本市のお隣の上田市であり、現在も市内に住んでおります。

ふるさとの長野県で勤務できることは嬉しいことではありますが、プレッシャーも強く感じております。今後は会員の皆さまに寄り添って、がんに関する最新の情報をしっかりお届けできるように、精一杯頑張っ

税に関するアンケート ご協力をお願い

全国の法人会では、適正・公平な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。私たち松本法人会でも令和7年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今号付録として同送しております。

皆様からお寄せいただきましたご意見を参考にして、令和7年度税制改正に関する提言を取りまとめますので、どうかご協力をお願い申し上げます。(アンケート返信先(松本法人会事務局))

FAX.0263-36-0839

2月16日(金)
開催

冬期特別研修会開催のお知らせ

先月号ならびに当月号付録でもご案内の通り、2月16日(金)に冬期特別研修会を開催いたします。

講師には、放送作家・漫才作家として数々のテレビやラジオ番組に携わる村瀬健氏をお招きし、大勢のお笑い芸人と接する中で学んだコミュニケーション術についてお話をさせていただきます。笑いやユーモアをキーワードとしたコミュニケーション術は職場や家庭でも円満な人間関係を構築するためにきっと役立つものと思われま

- 開催日 2月16日(金) 14:00～15:30
- 会場 松本市駅前会館4階「大会議室」
- 講師 放送作家・漫才作家 村瀬 健氏
- テーマ お笑い芸人に学ぶ! 豊かな人間関係を築くためのコミュニケーション術
- 定員 80名(先着順。お申し込みの無い方は参加をお断りする場合がございます。)
- お申込 ご案内チラシに必要事項をご記入の上、事務局まで。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌のイラスト
デジタルカメラ
スマートフォン
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL(0263-35-8080) FAX(0263-36-0839)

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ポジ◎ラボ 歩き方の学校

社員不足にお悩みな経営者様へ

60分-90分

ウォーキング講師が実践する メンタル強化 ウォーキングレッスン

- 3月中の申込で
→20%OFF
 - 3回チケットで
→10%OFF
- 12,000円~

こんなお悩みありませんか？

- 社員のモチベーションが上がらない
- 社内が暗い
- 健康経営をやりたい

ポジ◎ラボ 歩き方の学校

メンタルとカラダのエキスパート。4,000人が出場した Mrs&Mr of the Year2023で日本大会まで進出。昨年長野県初のウォーキングスタジオを松本市にオープン。松本市を中心に健康事業、福祉事業の活動をしている。



講師：丸山勇人

お申込みはこちら

二次元コードまたは、WEB サイトから
お願いします。

検索 ポジ◎ラボ歩き方の学校



タカノバ (松本市)



松本城と旧開智学校という二つの国宝の間にある交流スペースです。地域の賑わいや訪れる人との交流を狙い、地元の鷹匠町などの住民による「松本国宝の架け橋プロジェクト」が昨年オープンさせました。

マルシェなどのイベントを開催し日々の暮らしと娯楽が交差する空間です。
(横沢敏編集委員)

川柳コーナー

何事も
起らぬうちに
備えたい

今回も
派閥はバツと
騒ぐだけ

愛娘
おんぶできるも
今のうち

新米

あとがき

縄文時代という狩猟採集中心の未開の時代とお考えの向きもありますが、縄文土器の誕生は世界最古級で、土器を使った加熱調理のおかげで食生活が飛躍的に向上し、人口も爆発的に増加することになりました。加熱のメリットとは、感染症による食中毒の防止、食材が柔らかくなることで子供や高齢者の栄養補給の向上、あく抜きなどが可能となることで食べられる素材の増加などですが、この縄文土器こそが現在の土鍋の原型です。ところがこの国産土鍋が消滅の危機を迎えています。

かまどで使う分には土器のような土鍋でも十分だったので、戦後、火力の強いガス調理が主流となると、土鍋の耐火性を高めるために「ベタライト」という鉱物を陶土に加えて製造するようになりました。ベタライトの主要な産地はアフリカ南部ジンバブエなのですが、その鉱山が中国企業に買収され、一昨年から中国以外への輸出がストップしてしまったのです。ベタライトにはリチウムが含まれるため、電気自動車向けリチウムイオン電池の原料として世界的に需要が高まったことが背景にあります。現在輸入再開の見通しは難しく、再開したとしても価格は5倍程度上昇するのではないかとみられています。寒い冬の食卓に欠かせない土鍋の運命やいかに、しばらくは目が離せません。(横沢)

(本号編集委員)

横沢敏
川松昌子



個人情報取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社